

尼崎市における食品ロス削減に向けた連携協定

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社コークッキング（以下「乙」という。）は、食品ロス削減に向けた連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源を活かし、尼崎市における食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する市民及び市内事業者の意識の向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項（以下「本連携事業」という。）について相互に協力して行う。

- (1) 甲が実施する食品ロス削減の推進に関する取組の認知度向上に向けた取組
- (2) 市民及び市内事業者に向けた本連携事業に関する広報及び普及啓発
- (3) 「もったいない！あまがさき 推進店」の登録促進及び認知度向上に係る取組
- (4) 乙が提供するフードシェアリングサービス「TABETE」(以下「TABETE」という。)を活用する利用者の増加に向けた取組
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲乙間で協議して定める事項

（連携期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による更新しない旨の申出がない場合は、本協定と同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

（甲及び乙の役割分担）

第4条 本連携事業の実施に当たり、甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の役割

ア 甲のホームページ、SNSその他の広報物、イベント等でのTABETEについての情報発信

イ 「もったいない！あまがさき 推進店」を含む市内事業者へのTABETEについての情報提供

(2) 乙の役割

ア TABETEの登録促進に係る支援の提供

イ 甲の行政区域内におけるTABETE加盟店の取引件数等の実績資料の提供

ウ 甲が取り組んでいる食品ロス削減推進事業に関する広報

エ T A B E T E加盟店に対する「もったいない！あまがさき 推進店」への登録促進に係る呼びかけ

オ 甲が開催するイベントにおける講演等の協力

カ 甲が作成するホームページ、SNSその他広報物に使用するデータ等の提供

キ 乙のホームページによる本連携事業の広報

(費用負担)

第5条 前条に規定する役割を実施するための負担は、甲乙それぞれが負うものとする。

ただし、両者の役割として割り振られた事項以外で本連携事業を行う上で両者に共通する事項があることが判明した場合には、甲乙が別途協議して役割分担及び負担割合を決定するものとする。

(第三者との類似の事業)

第6条 本協定の締結は、甲又は乙が本協定に定める各規定を遵守する限りにおいて、第三者との間で本連携事業と同様又は類似の事業を行うことを妨げるものではない。

(禁止事項及び賠償責任)

第7条 乙は、本連携事業の実施に当たって次に掲げる事項に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。
- (2) 政治活動又は宗教活動に関すること。
- (3) 企業の利益誘導のみに利用すること。

2 本連携事業の実施により乙に事故及び問題が発生したときは、乙の責任と負担においてこれを解決することとし、その対応に伴って甲に費用等が生じた場合は、乙がこれを負担する。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、2号または3号の理由により本協定の解除を申し出たときは、本協定の解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合には、本協定を解除することができる。

3 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人又は法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）、資材、原材料等の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 4 本協定の解除に伴い、乙に生じた損害に関しては、当該解除が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は甲に賠償の請求を行わない。

（著作権）

第9条 本連携事業に係る画像等の作成物は、甲乙ともに確認した上で、広報等は無償で利用できるものとし、その利用を妨げないものとする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、第三者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（個人情報の保護）

第11条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

（関係法令上の責任）

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し質疑が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
尼崎市
尼崎市長 松本 眞

乙 東京都渋谷区本町 2-3 3-2 3 階 HANARE
株式会社コークッキング
代表取締役 CEO 川越 一磨